

第 11 章 環 境 影 響 評 価

1 環境影響評価

環境影響評価とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、事業の実施前に、住民、市町村、県等が参加する一連の手続を通じて、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく制度です。

我が国の環境影響評価制度は、昭和 59 年に閣議決定された環境影響評価実施要綱などにより運用されてきましたが、平成 9 年 6 月に「環境影響評価法」が制定され、平成 11 年 6 月から全面施行されました。

福島県では、平成 3 年 7 月に環境影響評価要綱を施行し、ゴルフ場等を対象に運用してきましたが、環境影響評価法の制定等を踏まえ、評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の大幅な充実を図り、平成 10 年 12 月に「福島県環境影響評価条例」を制定しました。

環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の対象事業は、表 11-1-1~2のとおりです。

2 手続状況

令和 5 年 3 月 31 日現在において、環境影響評価法または福島県環境影響評価条例に基づいて手続を実施している件数は 5 件で、その手続状況は、表 11-2のとおりです。

3 風力発電施設の運用・管理等に関する三者協定

本市では、環境影響評価法または福島県環境影響評価条例に基づいて手続を実施している風力発電事業について、住民の安全・安心を最大限に確保する観点から、地元自治会からの要望に応じて、地元自治会、発電事業者及び市による「風力発電施設の運用・管理等に関する三者協定」を締結していますが、その締結状況は、表 11-3のとおりです。



表 11-1-1 環境影響評価法の対象事業

(令和5年3月31日現在)

事業の種類		第一種事業 (必ず環境影響評価実施)	第二種事業 (判定により、必要な場合 環境影響評価を実施)
1 道路	高速自動車国道	すべて	
	首都高速道路など	すべて(4車線)	
	一般国道	4車線 長さ10km以上	4車線 長さ7.5km以上10km未満
	林道	幅員6.5m(2車線)以上長さ20km以上	幅員6.5m(2車線)以上長さ15km以上20km未満
2 河川	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満
	堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満
	湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
	放水路	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
3 鉄道	新幹線鉄道	すべて	
	普通鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
	軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
4 飛行場		滑走路延長2,500m以上	滑走路延長1,875m以上2,500m未満
5 発電所	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上3万kW未満
	火力発電所 (地熱を除く。)	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上15万kW未満
	火力発電所(地熱)	出力1万kW以上	出力7,500kW以上1万kW未満
	原子力発電所	すべて	
	太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上4万kW未満
	風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW以上5万kW未満
6 廃棄物最終処分場		面積30ha以上	面積25ha以上30ha未満
7 公有水面の埋立て・干拓		面積50ha超	面積40ha以上50ha以下
8 土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
10 工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
		首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づく工業団地造成事業に限る。	
11 新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
13 宅地の造成の事業 (8~12を除く。)		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
		(独)都市再生機構及び(独)中小企業基盤整備機構が実施するものに限る。	
○港湾計画		埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

(備考)

- 1 「宅地」には、住宅地、工場用地も含まれる。
- 2 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象になる。

表 11-1-2 福島県環境影響評価条例の対象事業

(令和5年3月31日現在)

事業の種類		第一種事業 (必ず環境影響評価実施)	第二種事業 (判定により、必要な場合 環境影響評価を実施)
1 道路	一般国道、県道、 市長村道	4車線 長さ7.5km以上	4車線 長さ5.0km以上7.5km未満
	林道	幅員6.5m(2車線)以上長さ15km以上	幅員6.5m(2車線)以上長さ10km以上15km未満
2 河川	ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha以上75ha未満
	堰	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha以上75ha未満
	湖沼水位調節施設	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上75ha未満
	放水路	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上75ha未満
3 鉄道・ 軌道	普通鉄道	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
	軌道	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
4 飛行場		滑走路長1,875m以上	滑走路長1,250m以上1,875m未満
5 発電所	水力発電所	出力2.25万kW以上	出力1.5万以上2.25万kW未満
	火力発電所 (地熱を除く。)	出力11.25万kW以上	出力7.5万kW以上11.25万kW未満
	火力発電所(地熱)	出力7,500kW以上	出力5,000kW以上7,500kW未満
	風力発電所	出力7,000kW以上	
	太陽電池発電所	出力3万kW以上	出力2万kW以上3万kW未満
		最大排出ガス量10万Nm ³ /時以上 又は平均的な排出水量1万m ³ /日以上	最大排出ガス量7.5万Nm ³ /時以上10万Nm ³ /時未満 又は平均的な排出水量7,500万m ³ /日以上1万m ³ /日未満
6 廃棄物 処理施設	最終処分場	埋立地面積5ha以上 又は埋立容量25万m ³ 以上	
	焼却施設	焼却能力4t/時以上	
7 公有水面の埋立て・干拓		面積40ha以上	面積30ha以上40ha未満
8 土地区画整理事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
9 新住宅市街地開発事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
10 新都市基盤整備事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
11 流通業務団地造成事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
12 工業団地等の造成の事業		区域面積75ha以上 製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供する工場又は事業場に限る。	区域面積50ha以上75ha未満
13 宅地の造成の事業 (8~12を除く。)		区域面積75ha以上 実施主体を問わない。	区域面積50ha以上75ha未満
14 下水道終末処理場		敷地面積75ha以上 又は汚泥焼却施設4t/時	敷地面積50ha以上75ha未満
15 工場又は事業場の設置		最大排出ガス量10万Nm ³ /時以上 又は平均的な排出水量1万m ³ /日以上	最大排出ガス量7万5,000Nm ³ /時以上10万Nm ³ /時未満 又は平均的な排出水量7,500m ³ /日以上1万m ³ /日未満
16 レクリエーション施設の建設		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
17 土石の採取		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満

(備考)

環境影響評価法の対象事業は、県条例の対象事業にはならない。

表 11-2 環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価実施事業一覧

(令和5年3月31日現在)

No.	区分	事業名 ／事業者	事業の種類	事業規模	配慮書 公告日	方法書 公告日	準備書 公告日	手続の進捗状況
1	法律	(仮称)CEF福島黒佛木ウインドファーム事業 ／クリーンエナジーファクトリー株式会社	風力発電所 の設置工事	発電所出力 65,000kW		H21.2.17	-	方法書手続終了 (県条例)
2	法律	(仮称)馬揚山風力発電事業 ／JR東日本エネルギー開発株式会社	風力発電所 の設置工事	発電所出力 34,000kW	H29.3.21	H29.8.10	R3.11.19	準備書手続終了
3	法律	(仮称)たびと中央ウインドファーム ／株式会社GF	風力発電所 の設置工事	発電所出力 最大54,600kW	H30.8.17	R2.10.29	R4.2.16	準備書手続終了
4	法律	(仮称)芝山・大黒山風力発電事業 ／HSE株式会社	風力発電所 の設置工事	発電所出力 最大51,000kW	R1.6.28	R1.11.12	R3.9.14	準備書手続終了
5	法律	(仮称)いわき太陽光発電事業 ／CES合同会社	太陽電池発電 所の設置工事	発電所出力 約94,160kW(交流)	R3.12.13	R4.4.28	-	方法書手続終了

(備考)

- 1 本表では、評価書については、公告された時点で手続終了に分類しています。
- 2 No.1は、事業実施区域と市域が隣接しているため、環境影響評価の対象区域となっています。

表 11-3 風力発電施設の運用・管理等に関する三者協定締結事業一覧

(令和5年3月31日現在)

No.	締結 年月日	事業名 ／事業者	事業規模	環境影響 評価書 公告日	締結者名
1	R3.4.14	田人風力発電事業 ／(同)ユーラス田人風力	発電所出力 18,830kW	R2.11.24	田人地区区長会、(株)ユーラスエナ ジーホールディングス、いわき市
2	"	三大明神風力発電事業 ／(同)ユーラス三大明神風力	発電所出力 約37,800kW	R3.1.5	遠野町区長会、(株)ユーラスエナ ジーホールディングス、いわき市
3	"	"	"	"	三和町区長会、(株)ユーラスエナ ジーホールディングス、いわき市
4	R5.3.16	神楽山風力発電事業 ／いわき神楽山復興エナジー(同)	発電所出力 68,800kW	R4.1.31	川前町区長会、JR東日本エネ ルギー開発(株)(代表社員)、いわき市

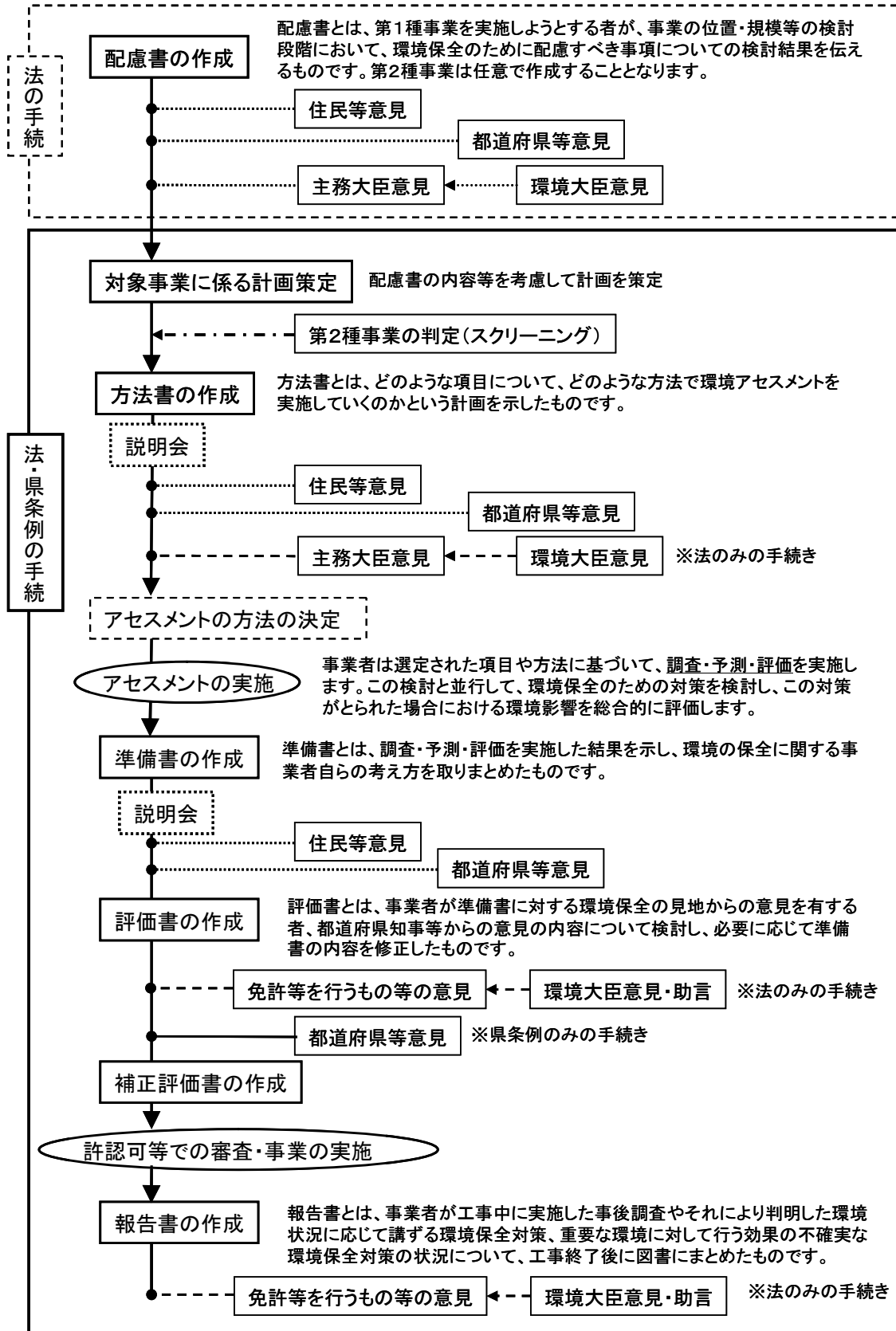


図 11-1 環境影響評価手続の流れ